

○鈴鹿工業高等専門学校イノベーション交流プラザ規則

平成27年8月5日  
規則第99号  
最終改正令和7年10月1日

鈴鹿工業高等専門学校イノベーション交流プラザ規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第5条の規定に基づき、イノベーション交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(室の設置)

第2条 交流プラザに次の各号に掲げる室を置く。

- (1) 起業家工房
- (2) 創造活動デザイン室
- (3) サイエンス教育支援室
- (4) 男女共同参画室
- (5) 多目的学習室
- (6) 50周年記念ギャラリー

(業務)

第3条 交流プラザは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画に関する事。
  - (2) 地域連携・貢献に関する事。
  - (3) 産学官連携に関する事。
  - (4) 国際交流の支援に関する事。
  - (5) 課外活動の支援に関する事。
  - (6) 教育支援に関する事。
  - (7) 50周年ギャラリーの運営に関する事。
  - (8) その他交流プラザの運営に必要な事項。
- 2 前条第1項第1号に規定する起業家工房の業務については、学生及び教職員におけるスタートアップ教育を発展的なものとするため、別に鈴鹿工業高等専門学校イノベーション交流プラザ起業家工房運営実施要項として定める。

(交流プラザ長等)

第4条 交流プラザに交流プラザ長を置き、校長が指名する。

- 2 交流プラザ長は、校長の命を受けて前条第1項に規定する業務を掌理する。
- 3 スタートアップ教育推進部会長は、校長の命を受けて前条第2項に規定する業務を掌理する。

(利用)

第5条 第2条に規定する各室の利用に関し必要な事項は、別に内規を定める。

2 前項の規定にかかわらず、男女共同参画室の利用に関し必要な事項は、本校が行う男女共同参画に係る業務に特定され利用することが明らかであるため、別に定める鈴鹿工業高等専門学校男女共同参画室規程による。

(庶務)

第6条 交流プラザに関する庶務は、総務課及び学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、交流プラザの運営その他必要な事項は、総務企画委員会の議を経て、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年8月5日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年1月10日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。